平成２４年（フ）第６号
大阪府岸和田市天神山町１丁目５番18―206号、前住所大阪府岸和田市神須屋町664番地の９
債務者　本田　令子
１　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第７号
大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北３番地21―１―305号
債務者　片畑タイルこと　片畑　正彦
１　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第８号
大阪府岸和田市河合町1776番地の２、前住所福岡県福岡市南区柳河内１丁目７番16―１号
債務者　樋口由紀子
１　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
大阪府泉佐野市長滝1108番地の１―205、前住所大阪府泉南市信達市場1656番地の８
債務者　中村　浩美
１　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１４号
大阪府阪南市下出758番地の１―403号
債務者　福田昇一郎
１　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
大阪府岸和田市下池田町１丁目９番13号ココットネゴロ108号、前住所大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地25棟104号
債務者　荻原　　聡
１　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３９４号
香川県木田郡三木町大字上高岡283番地８、申立時住所香川県東かがわ市西村1488番地１
債務者　乾　　清子（旧姓南）
１　決定年月日時　平成24年１月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３９５号
香川県木田郡三木町大字上高岡283番地８、申立時住所香川県さぬき市志度633番地１
債務者　半田　倫子（旧姓乾）
１　決定年月日時　平成24年１月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第４１２号
香川県高松市紙町419―30　コート紙町Ⅷ301号、住民票上の住所香川県高松市木太町1186番地３　都マンション203号
債務者　浜口　和昌
１　決定年月日時　平成24年１月18日午後２時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第４１３号
香川県高松市木太町1186番地３　都マンション203号
債務者　浜口八千代
１　決定年月日時　平成24年１月18日午後２時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第４３４号
香川県さぬき市鴨庄1131番地32
債務者　平子　　孝
１　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第５５０号
長崎県西彼杵郡時津町日並郷1877番地２、旧住所福岡市南区大楠２丁目11番29号
債務者　樽水　啓二
１　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５５４号
長崎県長崎市江里町14番１号　エトワール江里町208号
債務者　磯野　幸英
１　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５６４号
長崎県長崎市宿町651番地　市営宿町アパート20棟301号、旧住所長崎県長崎市大園町１番１―103号
債務者　小山ユキ子
１　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３号
長崎県五島市戸岐町42番地１・42番地２
債務者　月川　筠敏
１　決定年月日時　平成24年１月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　長崎地方裁判所五島支部

平成２３年（フ）第７２６号
熊本県合志市須屋2646番地24
債務者　佐藤　正次
１　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７６９号
熊本県合志市幾久富1909番地1202
債務者　坂田　貴子
１　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　熊本地方裁判所民事第１部